

## 葛飾区ホームページ運用要領

### (趣旨)

第1 この要領は、葛飾区インターネット運用基準第9に基づき、区が開設するホームページ（以下「ホームページ」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (ホームページの運営)

第2 ホームページの運営に当たっての業務分担は以下のとおりとする

- (1) 機器および通信回線の整備・セキュリティ対策は、情報システム課がこれを行う。
- (2) ホームページの管理運営に関する調整、各主管課に対しするコンテンツ作成についての指導・助言は、広報課がこれを行う。
- (3) ホームページ内の各コンテンツの作成・更新については、各主管課がこれを行う。

### (コンテンツの作成)

第3 各主管課が各コンテンツを作成する際には、開かれた区政の推進の一環として、区民のニーズに即した情報を適時を提供するため、新規・更新作業を積極的に行うこととする。

2 各コンテンツの作成および更新は、原則として葛飾区コンテンツマネジメントシステムを使用する。

3 葛飾区コンテンツマネジメントシステムによるコンテンツの作成が困難な場合は、広報課と協議の上、コンテンツを作成するものとする。

### (他サイトとのリンク)

第4 ホームページにリンクを設定し、他のサイトへ接続を行おうとする場合は、第5及び第6に規定する事項を遵守するものとする。

### (接続団体等の選定条件)

第5 接続団体等の選定条件

葛飾区の公式ホームページからリンクの設定を行なうことができるリンク先は次の各号に定める団体とし、リンク先のサイトの管理者から許可された場合に設定できるものとする。

1. 官公署及びその外郭団体
2. 公益法人及びこれに準ずる団体(宗教法人を除く)
3. 葛飾区が補助金等で助成している団体
4. 葛飾区から受託して事業を行なう指定管理者
5. 葛飾区と密接な関係をもって事務事業を行う NPO 法人で、事業目的が明らかに住民の福祉、教育及び文化の向上普及に寄与するもので、公益性のあること。
6. 葛飾区印刷物等広告掲載取扱方針及び「広報かつしか」等広告掲載実施要領に基づき広告の掲載を決定した広告主
7. その他区長が特に有益と認める団体

(接続先ホームページの掲載内容)

第6 ホームページと接続するサイトは、次のすべての事項を満たしていなければならない。

- (1) 公序良俗に反しないこと。
- (2) 個人、団体等をひぼう又は中傷する掲載内容でないこと。
- (3) 個人、団体等に不利益を与えないものであること。
- (4) 営業又は売名行為でないものであること。
- (5) 著作権法、その他関係法令に抵触していないこと。
- (6) 政治活動及び宗教活動を行っていないこと
- (7) 不正アクセスやシステムに不具合を生じさせる内容を含まないこと。

(接続の解除)

第7 区がリンクを設定したホームページの内容が第5及び第6に規定する要件を欠くこととなった場合、区は速やかにそのリンクを解除する。

(委任)

第8 この要領の施行に関し必要な事項は、広報課長が別に定める。

付 則

この要領は、平成11年11月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成14年10月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成18年6月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。